

機材レンタルサービス規約

本規約は、借受人(以下、甲という)に対し株式会社Doll House(以下、乙という)が提供する機材レンタルサービスを利用するにあたっての遵守事項を定めたものである。

第 1 条 (新規利用登録)

1.本サービスを利用するには、「新規利用登録書類」をそれぞれの書類に定める通り過不足なく記入、提出し、乙からの審査を受けることによる、事前登録をする必要がある。

第 2 条 (利用登録条件と利用登録の非承認)

1.次の各号いずれかに該当する場合、利用者になることはできない。

(1)満20歳未満の方

(2)有効な電話番号、メールアドレスを所有していない方

(3)乙の定める身分証が提出できないなどにより、身元の確認ができない方

(4)本規約および諸規定にご同意いただけない方

(5)その他、乙が利用者として不相当と判断した場合

第 3 条 (支払方法)

1.甲の乙に対しての支払いは、原則事前振り込み、または機材借り受け時の現金支払いとする。ただし支払いについて別途取り決めがある場合は、それに従うものとする。

2.一旦支払われた本サービスの利用料金は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、返金しない。

第 4 条 (延滞料金)

1.甲は、返却期日までにレンタル機材を返却しなかった場合、乙が提示する延滞料金を利用料金と同様の方法で支払うものとする。延滞料金の支払は、本サービスの利用中に限らず、本サービスの利用停止中又は利用解除後についても同様とする。

2.本サービス利用時において、返却期日より1日以上経過してもレンタル機材の返却がなく、かつ延滞金の支払いがない場合は、商品保全等のため相応の法的措置等を執る場合がある。

第 5 条 (レンタル機材以外の同梱物について)

1.甲は、返却にあたりレンタル機材以外の物を入れないように十分注意する。

2.乙は、返却時にレンタル機材以外の物が同梱されていた場合には1ヵ月保管し、この保管期間を過ぎた場合には、理由を問わず処分できる。

3.前項の同梱品が甲の私物か否かにかかわらず、乙は補償等につき責任を負わないものとし、甲が一切の責任を負うものとする。

第6条 (違約金/キャンセル料)

1.甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合、次項の違約金を乙に支払わなければならない。

(1)甲が使用中、運搬中または保管中に発生した事故・盗難・火災等によってレンタル機材が紛失・毀損した場合ただし、通常使用による損耗等は除く。

(2)乙が指定した届け先住所の誤記、記入漏れなどによりレンタル機材が紛失した場合

(3)その他、レンタル機材の紛失・毀損が、甲の故意・過失によるものであると乙が判断した場合

(4)甲のサービス停止・サービス解除時または本サービスの利用登録の強制解除時に、乙が指定した返却期限内にレンタル機材を返却しなかった場合

2.違約金の金額は原則として、機材購入代金または修理代金の実費とする。

3.キャンセル料は、ご利用日から計算し「当日は100%、前日から3日前までが50%」とする。

第7条 (強制解除等)

1.甲が、次の各号いずれかに該当すると乙が認めた場合、乙は、甲に対する何等の事前の催告・通知なく、本契約を強制的に解除させることまたは本サービスの利用を一時停止することができるものとする。

(1)本サービスの利用料金等の支払い債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合

(2)甲の指定した支払い手段の利用が停止させられた場合

(3)本規約、または別途交わされた契約書内容に違反した場合

(4)本サービスの運営を妨げる行為、誹謗する行為を行った場合

(5)その他乙が、甲を利用者として不相当と判断した場合

2.甲は、本契約を強制的に解除されたときは、期限の利益を喪失し、強制解除までに発生した本サービスの利用料金の支払い債務を一括して、直ちに支払うものとする。乙は、強制解除までに甲が支払った料金を一切払い戻さない。

第8条 (個人情報の保護)

1.乙は本サイトおよび本サービスを運営するにあたり、以下の個人情報を取得する。

(1)利用登録申し込み時の利用登録内容

(2)返金口座番号等、選択した決済方法に応じた情報

- (3)その他乙が定める入力フォームに甲が入力する情報
- (4)甲がホームページへアクセスしたことを契機として機械的に取得する情報
- (5)乙が甲より意見、要望、問合せ等を受けた場合において、当該問合せ等の内容、氏名、電子メールアドレス、その他の問合せ等への対応に必要な情報
- (6)その他乙が適法に取得または保有する個人情報

利用目的

- (1)本サービスの提供、維持、保護および改善のため
- (2)不正利用の防止・調査のため
- (3)その他本サイトおよび本サービスの円滑な運営のため

第9条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、その役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。

4 甲及び乙は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

第 10 条(準拠法・裁判管轄)

1.本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとする。

2.本契約に係る紛争が生じたときの管轄裁判所は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第 11 条(疑義)

1.各条項に生じた疑義または本契約に定めのない事項は甲乙共に誠意を以って協議の上これを処理する。